

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における留意事項

- (1) 認定こども園においては、1号児に対する預かり保育のみが対象となります。
- (2) 周知文書及び令和6年度の事業が分かる書類（実施計画書等）について
1号児に関するものを御提出ください。同一文書に、2号児及び3号児に関する事項が記載されている場合には、1号児に関する箇所をマーカーで明示するなど、内容が把握できるようにしてください。
- (3) 預かり保育日誌の写しについて
1号児の日誌の写しを御提出ください。2号児及び3号児が同一の日誌に記載されている場合は、○をつけるなどにより、区別できるようにしてください。合わせて、「教育時間終了後」の平均預かり園児数は1号児のみを計上し、2号児及び3号児を含めないでください。
- (4) 預かり保育担当教職員について
幼稚園型認定こども園（並列型及び年齢区分型）においては、幼稚園に所属する教職員を御記入いただき、認可外保育施設所属の教職員は記入しないでください。